

出願の手続(第五章. 第一節)

II 商標登録出願の願書(通常出願)の作成方法

願書(通常出願)は、商標法第5条の規定に基づき、商標法施行規則に定める様式に従い作成し、必要に応じて証明書等を添付します。

1. 書面による願書(通常出願)の様式

商施規様式第2(第2条関係)

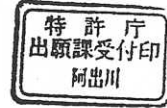
【書類名】	商標登録願
(【整理番号】)	
(【提出日】)	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】	
	青本22版 P.1564
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	← 第1類~第34類はおか商品, 第35類~第45類はおか役務とある。
【指定商品(指定役務)】	
【商標登録出願人】	商5第1項1号、商5条の2第1項2号 (明確であることが必要)
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	←
(【国籍・地域】)	
【代理人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	商76第2項
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	

平成8年の一部改正前は、「提出の年月日」を願書の記載事項としていたが、願書を作成する際に出願人がその提出の年月日を確認しておきたい及び商標登録出願の年月日を認定するのは特許庁側であること等の趣旨によりその記載を義務付けられなくなったことにより商標法条約(TL)3条(1)の規定に基づき平成8年の一部改正においてこれを削除した。

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。



商標登録願 (商5第92第1項1号)

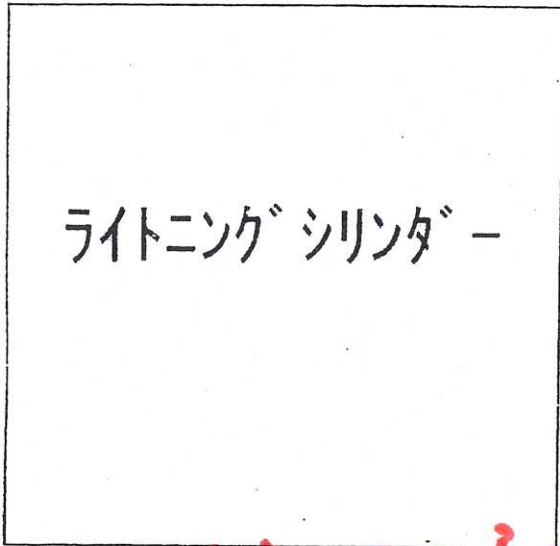
平成12年9月6日

← むかしは.
(36,000円) ¥6,000 + ¥15,000 × 2

であったが、現在では、¥3,400 + ¥8,600 × 2
= ¥20,600

特許庁長官 殿

1 商標登録を受けようとする商標



ライトニング シリンダー

(商5第1項2号)
(商5第92第1項3号)

2 標準文字 (商5第3項)

3 指定商品 (指定役務) 並びに商品及び役務の区分

第6類 (商5第1項3号)
指定商品

建築用又は構築用の金属専用材料、金属製建具、金属製金具、金庫

第9類
指定商品

(商5第92第1項4号)

パーソナルコンピューターのプログラムを記録させたコンパクト
ディスク、その他の電子応用機械器具及びその部品、電気通信機械
器具の部品及び付属品、盗難警報器、自動販売機、電気式自動扉開
閉装置

テープコード

--	--	--

発送番号 156344 1/

発送日 平成13年 8月10日

拒絶理由通知書 (商15年92)

商標登録出願の番号 商願 一
起案日 平成13年 8月 2日
特許庁審査官
商標登録出願人 様

この商標登録出願は、次の理由によって、拒絶をすべきものと認めます。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

(商15年92)

理由

1. この商標登録出願に係る商標は、「軽量化されたシリンダー錠」等の意味合いを認識する「ライトニングシリンダー」の文字を、普通に用いられる方法で書してなるにすぎないものであるから、これを本願指定商品中、前記商品に使用するときには、単に商品の品質を表示するにすぎないものと認める。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の商品に使用するときには、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがありますので、商標法第4条第1項第16号に該当します。

2. この商標登録出願に係る商標は、下記の商標と同一又は類似であって、その商標に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）について使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。

なお、下記の引用商標中、商標登録出願中のものについては、その商標登録出願に係る商標が登録されたときに、商標法第4条第1項第11号に該当することとなります。

記

Table with 2 columns: 区分, 引用No.
Row 1: 第6類, 1
Row 2: 第9類, 2, 3

テープコード

Empty table with 3 columns for tape code

発送番号 232181 1/E

発送日 平成13年11月16日

拒絶査定

(商15第1号)

商標登録出願の番号 商願 ー
 起案日 平成13年11月 1日
 特許庁審査官
 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
 第6類
 願書のとおり
 商品及び役務の区分の数 1
 商標登録出願人

結論

この商標登録出願は、商標法第15条の規定に基づき、拒絶します。

理由

この商標登録出願は、平成13年 8月 2日付けで通知した理由1によって、拒絶をすべきものと認めます。

なお、出願人は、意見書において種々述べ、同時に手続補正書により指定商品を補正しているが、「ライトニング」が「Litening」（英語辞書インタープレス等から「ing形」軽量化する）の意味合いとも判断されることから、先の認定を覆すことはできません。

3第1項3号は、つがえせか。

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

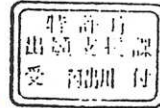
認証日 平成13年11月16日 経済産業事務官



テープコード

Code entry box

拒絶査定謄本送達日から
3ヶ月以内に請求することができる。
(44条1項)



55,000円

【書類名】 審判請求書
【提出日】 平成13年12月10日
【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】 商願 -

【審判の種別】 拒絶査定に対する審判事件

(商44条)

【商品及び役務の区分数】 1

【審判請求人】

【識別番号】

【氏名又は名称】 株式会社

【代理人】

【識別番号】

【氏名又は名称】 宮口聡

【電話番号】 -

【ファクシミリ番号】 -

【請求の趣旨】 商願... について、平成13年11月16日になした拒絶をすべき旨の査定を取り消す、本願は登録すべきものである。

【請求の理由】

【手続の経緯】

出 願 平成12年 9月 6日
拒絶理由の通知(発送日) 平成13年 8月10日
意 見 書(提出日) 平成13年 8月15日
拒 絶 査 定(起案日) 平成13年11月 1日
同 謄本送達(送達日) 平成13年11月16日

意見書・補正書
(商15年92)(商68年40
第1項)
に於. 4011.16は.
解消した。

【拒絶査定の要点】

適用条文 商標法第3条(左同条第1項第3号該当)

【本願商標が登録されるべき理由】

本願商標は、「軽量化されたシリンダー錠」等の意味合いを認識する「ライトニングシリンダー」の文字を、普通に用いられる方法で書してなるにすぎないものであるから、これを本願指定商品(第6類:安全錠、鍵、南京錠)中、前記商品(軽量化されたシリンダー錠)に使用するときは、単に商品の品質を表示するにすぎず、商標法第3条第1項第3号に該当すると認定されたものである。そして、拒絶査定謄本によれば、『「ライトニング」が「Litening」

テープコード

--	--	--

(英語辞書インタープレス等から「ing形」軽量化する)の意味合いとも判断されることから、先の認定を覆すことはできません。』とある。

しかし、「litening」はおろか、「lite」「liten」などのような英単語は存在しない。かかる点において、審査官の判断は失当と言わざるを得ない。

従って、「ライトニング」は「lightning」であり、以前から申し上げている通り、「lightning」の和訳として存在するのは「電光、稲光又は稲妻」であり、それ以外に存在しない(旺文社「英和中辞典」参照)。よって、「ライトニングシリンダー」を「軽量化されたシリンダー錠」等の意味合いとして捉えた審査官の判断はこれまた失当といわざるを得ない。

勿論、出願人が意図する「ライトニング」とは、「電光、稲光又は稲妻」である。出願人は、本願商標を、安全錠、鍵又は南京錠に使用する予定であるが、なぜ、このような商標を選択したかと言え、鍵の識別部(棒状部)の断面形状又は当該識別部(棒状部)が挿入される錠前の鍵穴の形状が、稲妻が走ったときの様子に似ているからである。とすると、本願商標「ライトニングシリンダー」の意味するところは、「稲妻形の鍵穴を有するシリンダー錠及びこれに用いられる鍵」ということになる。従って、本願商標は、指定商品の品質を間接的に表示するものであっても、直接的な品質表示には当たらず、十分に識別力を発揮しうる商標であるといえる。

以上から、本願商標は商標法第3条第1項第3号には該当しない。

【むすび】

以上のとおり、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当しないから、商標法第15条の規定により商標登録をすることができないものであるとした原査定は理由がなく、不当である。そして他にその登録の妨げとなるべき理由がなく、本願商標は、登録されるべきものである。

よって、請求の趣旨のとおり、原査定を取り消す、本願の商標は登録すべきものとする、との審決を求める。

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】

00 02

テープコード

--	--	--

審決

不服 ー

東京都港区 丁目 番 号
請求人 株式会社

東京都新宿区 丁目 番 号
代理人弁理士 宮口 聡

商願 ー 拒絶査定不服審判事件について、次のとおり
審決する。

結 論

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

理 由

1 本願商標

本願商標は、「ライトニングシリンダー」の文字を書してなり（標準文字による商標）、第6類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として平成12年9月6日に登録出願されたものである。

そして、願書記載の指定商品については、平成13年8月15日付け手続補正書により、第6類「安全錠、鍵、南京錠」と補正されたものである。

2 原査定拒絶の理由

原査定は、「本願商標は、「軽量化されたシリンダー錠」等の意味合いを認識する「ライトニングシリンダー」の文字を、普通に用いられる方法で書してなるにすぎないものであるから、これを本願指定商品中、前記商品に使用するときには、単に商品の品質を表示するにすぎないものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の商品に使用するときには、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるので、商標法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断して、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

テープコード

--	--	--

本願商標は、上記のとおり構成よりなるところ、その構成文字よりは、原審において説示するような商品の品質を表示するかの如き意味合いは看取し得ないばかりでなく、当審において職権をもって調査するも、該文字が本願指定商品の品質を表示するものとして、本願指定商品を取り扱う業界において、取引上普通に使用されている事実を発見できなかった。

してみれば、本願商標は、これをその指定商品について使用しても、その品質を普通に表示したものとはいえず、自他商品の識別機能を十分に果たし得るものといわなければならない。

また、本願商標をいずれの指定商品に使用しても、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるということもできない。

したがって、本願商標を商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして拒絶した原査定は妥当でなく、取消しを免れない

その他、政令で定める期間内に本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

(特許157条)

平成16年 3月10日

審判長 特許庁審判官 小池 隆
特許庁審判官 山本 良廣
特許庁審判官 田中 幸一

特許153
条1項が
働いてる
可能性あり。

[審決分類] T18 . 13 -WY (Z06)
272

登録査定(商16条)

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成16年 3月10日 審判書記官 寺嶋 昭



注意：この書面を受け取った日から30日以内に登録料の納付が必要
です。

テープコード

--	--	--

ホーム> 制度・手続> 商標> 出願> 出願に際しての留意事項> 商標法第5条第3項に規定する標準文字について

商標法第5条第3項に規定する標準文字について

平成29年7月

「標準文字制度」は、「登録を求める対象としての商標が文字のみにより構成される場合において、出願人が特別の態様について権利要求をしないときは、出願人の意思表示に基づき、商標登録を受けようとする商標を願書に記載するだけで、特許庁長官があらかじめ定めた一定の文字書体（標準文字）によるものをその商標の表示態様として公表し及び登録する制度」であり、平成8年改正商標法（平成9年4月1日施行）において採用されました。

(1) 特許庁長官による標準文字の指定

商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する標準文字については、これまで、平成9年2月24日の指定以降、平成15年7月1日及び平成16年12月24日に文字等の追加がなされましたが、平成28年9月23日に全て改められ、新しい標準文字が指定されました。新しい標準文字の指定は、「特許庁公報（公示号9）（平成28年9月23日発行）」に掲載されました。

(2) 新たな標準文字の適用日

新たに指定する標準文字は、平成29年1月1日以降の商標登録出願に適用しますが、平成29年1月1日以前にした商標登録出願に係る商標権に係る防護標準登録出願については、前に指定した標準文字が適用されます。

(3) 「標準文字の適用範囲」の具体的運用

願書作成にあたって、標準文字のみによって商標登録を受けようとするときは、「【商標登録を受けようとする商標】」の欄の次に「【標準文字】」の欄を設けてください。（商標法施行規則様式第2備考15）

なお、【標準文字】である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、特許庁長官の指定する文字（標準文字）のみによって商標登録を受けようとするものとは認められない出願は、通常の出願として処理されることになります。

<標準文字として認められない例>

- ①図形のみ商標、図形と文字の結合商標
- ②特許庁長官の指定文字以外の文字を含む商標
- ③文字数の制限30文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）からなる商標
- ④縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標
- ⑤ポイントの異なる文字を含む商標
- ⑥色彩を付した商標
- ⑦文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標
- ⑧花文字など特殊文字、草書体など特殊書体で記載された商標
- ⑨スペースの連続を含む商標

(4) 商標権の設定の登録及び公報（公開・登録）への掲載

標準文字による商標に係る商標権の設定の登録をするときは、商標登録原簿上に標準文字である旨の記録がされます。また、公開商標公報及び商標公報（登録公報）に標準文字である旨の掲載がされます。

(5) 登録商標の範囲

通常登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定められますが（商標法第18条第3項、同法第27条第1項）、標準文字による登録商標の範囲は、願書に記載した商標そのものではなく、標準文字に置き換えて現したものに基づいて定められます。

(参考)